

第5節 環境リスクの低減・管理

(1) 主な目標と現状

【主な目標】

2005(平成17)年度までにダイオキシン類の排出量を2000(平成12)年度比で約4割削減し、環境保全目標を達成することなどを目標に、事業者の自主管理の改善による排出抑制を促進します。また、環境リスクの高い化学物質について排出量を削減します。

【計画策定時の状況】

2000(平成12)年度の府内でのダイオキシン類の排出量は、89.4gでした。

【現状】

平成20年度におけるダイオキシン類の排出量は8.4gで、2000(平成12)年度比で90.6%削減しました。ダイオキシン類の環境濃度は、大気、海域水質・底質、地下水、土壌については、環境保全目標を達成していましたが、河川水質では78地点中5地点(平成19年度は75地点中8地点)で、河川底質では79地点中4地点(平成19年度は75地点中4地点)で、それぞれ環境保全目標を達成していませんでした。

また、平成19年度におけるPRTTR法に基づき集計した府内での化学物質の排出量は、20,307トンで、全国の3.9%を占めていました。

【PRTTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)】

有害性のおそれがある化学物質について、事業者の自主的な管理を促進し、環境汚染の未然防止を目指した法律のこと。一定の業種や要件に該当する事業者が届出対象となり、届出の集計と届出対象外の発生源の推計により、環境への排出量を算出している。

(2) 平成20年度に講じた施策

環境リスクの低減・管理

アスベスト飛散防止対策等の推進

【環境管理室 内線：3877】

中皮腫や肺がんなどの原因となるアスベストから府民の健康を守るため、「大阪府アスベスト対策推進本部」を運営し、全庁的に取り組むとともに、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベストの飛散防止を目的とした大気汚染防止法及び生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査を行い、規制指導を実施しました。

特に6月と12月を「アスベスト飛散防止推進月間」と位置づけ、解体現場パトロールを実施するとともに、12月には、関係団体の参画による会議や府民・事業者を対象としたセミナーを実施するなど、重点的な取り組みを行いました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.177)

府有施設におけるアスベスト対策の推進

【公共建築室 内線：4606】

府有施設において、トレモライト等新たな3種のアスベストの含有分析調査を実施し、その結果を踏まえ、必要な措置を講じました。

既にアスベスト含有の吹付け材が確認されている施設については、空気環境測定等の定期点検を実施しました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.253)

民間建築物アスベスト対策の促進

【建築指導室 内線：4329】

吹付けアスベスト等が使用されている建築物について、順次、立入検査を実施し、劣化等により、衛生上著しく有害となる恐れがあると認められる場合には、建築基準法に基づき、所有者等に対して、除去等必要な措置を講じるよう

指導を行いました。

(20 年度 立入検査件数 41 件)
(環境関連主要事業 (決算額) 一覧 NO.254)

化学物質対策の推進

【環境管理室 内線 : 3808】

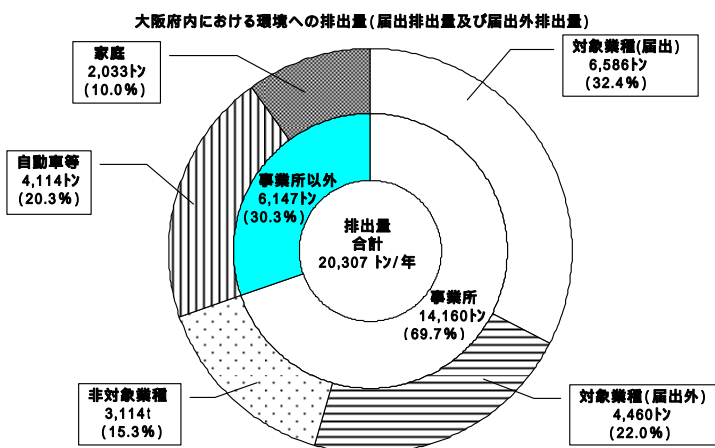
化学物質による環境リスクを低減するため、平成 18 年度に改正した大阪府生活環境の保全等に関する条例及び平成 19 年度に作成した大阪府化学物質適正管理指針に基づき、化学物質排出量の削減・有害性の低い物質への代替等の事業者の自主的管理を促進しました。

また、P R T R 法(17 ページ参照)に基づき、事業者から化学物質の排出量等の届出を 2,011 件受付け、国に送付するとともに、国において集計されたデータを用いて、府域の実態に即した集計や公表を行いました。

さらに、事業者に対して化学物質の排出抑制のため適正管理の助言等を行うとともに、府民に対して化学物質への関心を深めてもらうため、ホームページ等を通じて化学物質の有害性等の情報提供を行いました。

(環境関連主要事業 (決算額) 一覧 NO.246,247)

図-30 府内における化学物質排出量(平成 19 年度)



有害大気汚染物質対策の推進

【環境管理室 内線 : 3873】

平成 20 年 3 月に生活環境の保全等に関する条例施行規則を改正し、医療機関等において消毒・滅菌用等に使用されているエチレンオキシドを有害物質に追加したことから、対象事業所に対し、排ガス処理装置の設置等の改善指導を実施しました。(基準適用 : 平成 21 年 4 月 1 日)

(環境関連主要事業 (決算額) 一覧 NO.176)

大阪エコ農業総合推進対策事業

【農政室 内線 : 2739】

農薬の使用回数と化学肥料の使用量を府内の標準の半分以下にして栽培した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度の推進等を通じて、農業による環境への負荷軽減と府民が求める安心な農産物生産を基本に、農業の持つ物質循環機能を活かしながら、地域環境の保全に寄与していく大阪エコ農業を推進しました。

(環境関連主要事業 (決算額) 一覧 NO.208)

図-31 大阪エコ農産物認証マーク



ダイオキシン類により汚染された底質の浄化対策

【河川室 内線 : 2952】

平成 14 年度から実施している河川底質のダイオキシン類の調査結果により、神崎川や古川などで環境基準値を上回る数値が確認されているため、

その汚染範囲の特定を実施、底質の浄化方法について検討し、平成20年度は、神崎川及び古川において、浚渫等の対策を実施しました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.381)

環境保健対策及び公害紛争処理

石綿健康被害救済促進事業

【環境管理室 内線：3877】

アスベスト健康被害者の救済のため、平成18年2月に制定された「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、(独)環境再生保全機構に創設された石綿健康被害救済基金に対し、国・他都道府県・事業者とともに拠出し、救済制度の円滑な運用を図りました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.264)